

米子市人権施策基本方針

米子市人権施策推進プラン

第3次改訂(素案)

目 次

第1章 改訂の趣旨	P1
第2章 基本的な考え方	
1 人権とは	P3
2 人権のとらえ方	P3
3 人権と行政とのかかわり	P3
4 人権問題への取組	P4
5 基本方針と推進プラン	P4
6 米子市人権施策推進会議	P5
第3章 米子市人権施策基本方針	
1 人権を尊重し合うまちづくり	P6
2 安心して暮らせるまちづくり	P6
3 個性が発揮できるまちづくり	P6
第4章 米子市人権施策推進プラン	
1 人権教育・人権啓発の推進	P8
2 一人一人が主体となったまちづくりの推進	P8
3 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	P9
4 相談・支援体制の充実	P9
5 行政職員に対する人権研修の充実	P10
第5章 課題別基本方針・推進プラン	
1 同和問題(部落差別)に関する人権施策	P11
2 外国人に関する人権施策	P15
3 障がいのある人に関する人権施策	P18
4 男女共同参画に関する人権施策	P22
5 こどもに関する人権施策	P25
6 高齢者に関する人権施策	P28
7 病気にかかわる人に関する人権施策	P31
8 多様化する人権課題に関する施策	P34
○ 犯罪被害者に関する人権施策	P34
○ 多様な性のあり方に関する人権施策	P35
○ 生活困難者に関する人権施策	P37
○ 刑を終えて出所した人等に関する人権施策	P37
○ インターネット上の人権侵害に関する施策	P39
○ 災害被災者に関する人権施策	P40
○ ハラスメントに関する人権施策	P41
○ アイヌの人々に関する人権施策	P42

付属資料

第1章 改訂の趣旨

本市では、平成 17(2005)年に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定、平成 18(2006)年には「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重都市の実現に向け必要な施策を積極的に推進し、行政のすべての分野において市民の人権意識の高揚を図ってきました。また同年、本市の人権施策の方向性をより具体的に示す「米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン」を策定しました。さらに、平成 24(2012)年及び平成 31(2019)年には社会情勢や各種制度等の変化に対応するため、基本方針・推進プランの改訂を行い様々な事業を展開してきました。

国においては、平成 28(2016)年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、ヘイトスピーチ解消のための「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして同和問題(部落差別)の解決を推進するための「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。さらに、令和元(2019)年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」、令和 2(2020)年に、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」、令和 5(2023)年に、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和 6(2024)年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、人権に関する法整備が進んでいます。

しかし、同和問題(部落差別)や外国人、障がいのある人、男女共同参画、こども、高齢者、病気にかかわる人に関する人権問題等、解決すべき課題が解消したわけではありません。

特に、令和 2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の流行により、未知なる感染症への恐怖から、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しました。また、外出自粛での在宅時間の増加による不安やストレス等から起こる家庭内でのDVや児童虐待の増加等、さまざまな人権問題が改めて顕在化しました。

このほか、近年はインターネット上の誹謗中傷、職場や学校等での優位な関係性を利用したハラスメント等、新たな課題も生じており、人権問題が多様化する中、より一層適切な施策を講ずることが必要となっています。

また、5年に1度実施している米子市人権問題市民意識調査について、令和 4(2022)年に実施した調査では、これまで取り組んできた人権施策に一定の成果があったと考

えられる一方、知識として差別は許されないことであると理解していても、差別の解消に向けて行動することは難しいと考えている人が多いという現状が明らかになりました。このため、単に知識を得るだけでなく、人権問題を自分自身のこととしてとらえ、自ら行動に移すことができる人権教育、人権啓発を推進する必要があります。

本市では、日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが行政の目的であるとしてとらえています。こうした社会の実現に向け、これまでの基本方針による取組を基盤に据えながら、社会情勢や各種制度等の変化に対応するとともに、認識が高まっている人権問題についての基本方針、推進プランを加え、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、「米子市人権施策基本方針・推進プラン」を改訂します。

第2章 基本的な考え方

1 人権とは

国が定める「人権教育・人権啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、すべての人が誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができる権利であることを示しています。言い換えれば、誰もが個人としての尊厳を奪われたり、傷つけられたりすることなく、幸せに生きていくことのできる社会を実現するための権利だといえます。

2 人権のとらえ方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態を考えてみることも必要です。

昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由等であり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。この指摘は、今日における差別の定義として、あらゆる差別問題に対してもあてはまるものです。

つまり基本的人権とは、「市民的権利と自由」のことであるといえます。市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障、文化生活に参加する権利等のいわゆる社会権を示す規約と、生命、自由、身体の安全等のいわゆる自由権を示す規約に分けて表記されています。

3 人権と行政とのかわり

市民的権利と自由の保障とは、住む家があり、仕事があり、教育を受け、自由に希望の場所へ移動でき、いろいろな人と交流し、病気になれば必要な手当てを受けられ、誰からも暴力を受けないといったことが一人一人に必ず保障されていることです。その実現のためには、公営住宅、上下水道、道路、教育、医療、福祉、消防等様々な社

会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。そしてこれらは行政の基本的業務として日常的に行われてきたものばかりです。したがって、行政すべての業務が人権と密接につながっているといえます。こうした意味において、市民の日常生活全般に直接かかわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

4 人権問題への取組

本市では、包括的な人権問題への取組のほか、人権問題を同和問題、外国人、障がい者、男女共同参画、子ども、高齢者、病気にかかわる人、多様化する人権課題(犯罪被害者等、性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等、インターネット、災害被災者)の8分野に分け、積極的に課題解決に向け取り組んできました。

このような中で、今回の改訂では、各課題別分野について、人権課題の名称を現状に合わせて一部修正し、併せて各種制度の変更や社会情勢に対応した改訂を行い、引き続き諸施策を推進するとともに、「多様化する人権課題に関する施策」に近年問題化している「ハラスメントに関する人権施策」及び「アイヌの人々に関する人権施策」を追加しました。

その他、情報化に伴う個人情報の流出等の問題も深刻です。個人情報については、本人の意思とは無関係に大量に収集、利用されるという状況があり、市民一人一人が個人情報の重要性を認識するとともに、個人のプライバシーについて正しい理解を深めることが大切になっています。

また、本市では、北朝鮮当局による拉致被害者として松本京子さんが政府認定されており、ほかに2人の方について拉致の可能性が指摘されています。拉致問題は、人間の尊厳・自由を侵害する決して許すことのできない重大な人権問題であり、一刻も早く解決しなければなりません。拉致被害者の早期帰国の実現のため、本市では、国、県と連携し「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」を開催する等の啓発活動を実施するとともに、国政に対する要望活動を行っています。また、この問題は国家間交渉に係ることから、国、県の動向と合わせて、市政の重要課題として引き続き取り組みます。

これからも、従来から取り組んでいる人権問題はもとより、今後社会情勢の変化により新たに起こりうる人権問題に対しても、それぞれの問題の性質や状況に応じた施策を推進します。

5 基本方針と推進プラン

これまで本市では、平成18(2006)年に「市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくこと」を目的に、「米子市人権施策基本方針・米

子市人権施策推進プラン」を策定、その後、2度の改訂を行い、行政施策を推進するにあたっての方向性や重要性を示すとともに、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

このたび改訂した「米子市人権施策基本方針・同推進プラン」は、これまでの基本方針、推進プランを継承するとともに、認識が高まっている人権課題、社会情勢や制度改正に対応したものとしました。

基本方針は、本市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取組の方向性を示すものです。

この基本方針・推進プランは、市民意識調査等により実態を把握しながら、必要に応じた見直しを行います。

「3 人権と行政とのかかわり」でも述べたように、市民の日常生活全般に直接かわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つことが重要です。今後も引き続き、基本方針と推進プランに沿って、それぞれの部署で実施される人権施策について包括的な進行管理を行うとともに、本市の人権施策を総合的、計画的に推進していきます。

6 米子市人権施策推進会議

本市では、庁内組織として米子市人権施策推進会議を設置し、市民の基本的人権が尊重され、誰もが幸福に生きる社会の実現に向けた施策の推進を図っています。この会議は市長を会長として、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部局長で構成されており、各部署の緊密な連携を図りながら、全庁的に人権施策の推進に取り組んでいます。

「米子市人権施策基本方針・同推進プラン」については、この会議において策定するとともに、各部署における取組状況を点検し、適切な進行管理を行います。

第3章 米子市人権施策基本方針

1 人権を尊重し合うまちづくり

人権を尊重し合うまちとは、市民一人一人が個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、すべての人に市民的権利と自由が保障されている社会のことです。

人権についての正しい理解と、それを実践する意識が市民に十分に定着していない状況では、ともすれば自分の権利を主張して、他人の権利を尊重しなくてもよいと取り違えられてしまいます。しかし、自分の権利が尊重されるためには、相手の権利を認め、お互いに尊重して支え合う社会が基盤となっていなければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し合い、共に生きる心を育むことが大切です。

2 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、すべての人に市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることなく安全が保障されており、自分の存在が認められ、自信を持って生活できる社会のことです。同時に、他の人と互いに存在を認め合い、信頼感で結ばれたコミュニティがある社会のことでもあります。また、いつでも誰でも相談ができ、適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の流行により、地域社会のあり方も変わり、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなど様々なコミュニティとかかわることは、孤立を防ぎ自分は社会にとってかけがえのない存在であるといった自信を得ることにもつながります。そして、こうしたつながりから生まれた安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、行動する力を生み出すとともに、他人の存在を認め人権を尊重することにもつながります。

3 個性が発揮できるまちづくり

個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに尊重し合いながら誰もが多様な生き方や価値観を認め合える社会です。また、市民一人一人が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わるなど、誰でも市政に参

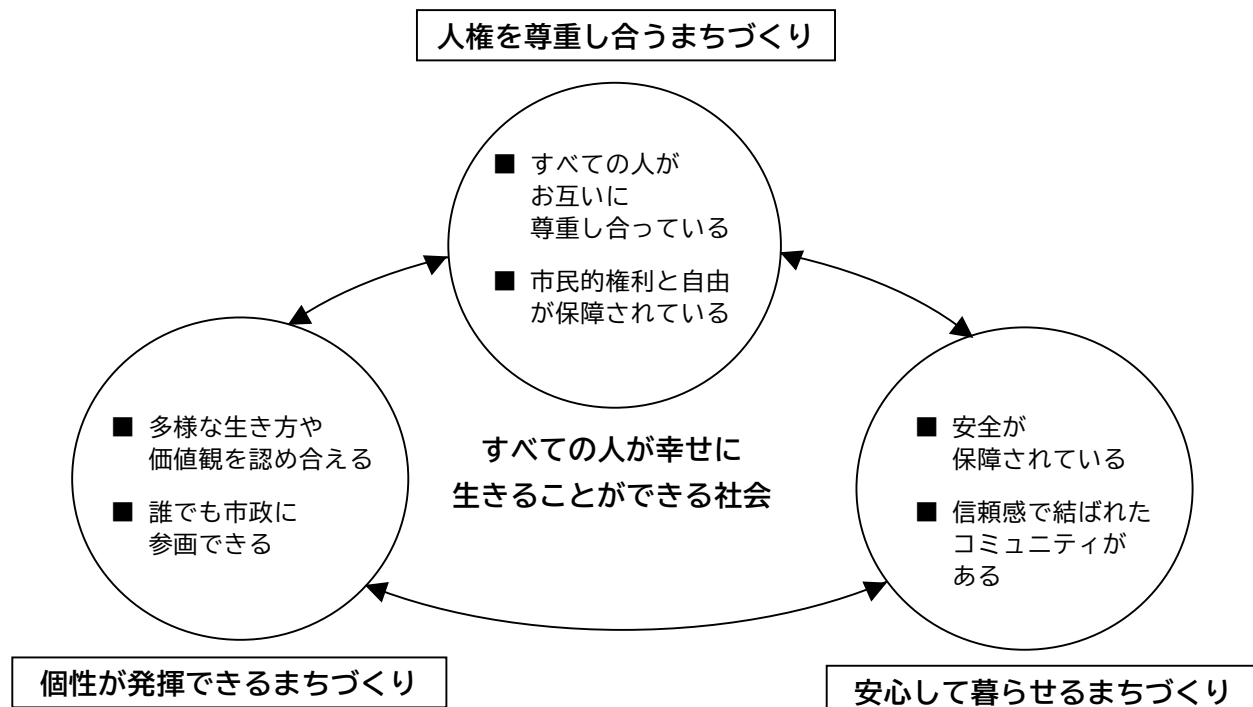
画できる社会です。

こうした社会を実現するためには、障がいの有無や性別、年齢、性のあり方、人種、民族等にかかわらず、生活や権利が保障される環境が整備され、誰もが地域社会の構成員として尊重され、ともに支え合うというソーシャルインクルージョン*1の考え方が市民に共有されていることが大切です。

*1 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)：「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念

3つの基本方針は、相互に関連し合い、すべての人が幸せに
生きることができる社会を実現するための指針となります。

米子市人権施策基本方針のイメージ図



第4章 米子市人権施策推進プラン

1 人権教育・人権啓発の推進

平成12(2000)年に制定された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

本市では、市民一人一人がお互いの人権を尊重し合うことの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進します。そして、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面を通して、日常生活の経験等を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、人権を自分に関わる大切な問題として考えてもらうなど、手法にも工夫を凝らした人権教育・人権啓発を推進します。

また、市民一人一人が人権について正しい認識を持つためには、常に新しく、正しい情報を得ることが不可欠です。本市では、人権に関する情報の収集・発信拠点として、米子市人権情報センターを設置し、関係図書やDVDの貸し出し、広報誌の作成、市民向け研修講座の実施等を行ってきました。今後も市民のニーズに応じた人権教育・人権啓発の内容や手法に関する情報提供を行います。

2 一人一人が主体となったまちづくりの推進

人権を尊重し合うまちづくりの主体は、地域で暮らす市民です。

本市のまちづくりの考え方を定めた「米子市民自治基本条例」では、まちづくりを「官民の別を問わず本市の地域づくりのあらゆる活動」と定義した上で、第3条に「市民の役割」として、「市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、お互いの自由と権利を尊重し、つながりを強め、支え合いながらまちづくりを進める」としています。

つまり、まちづくりは、私たちの日々の暮らしそのものであり、市民一人一人が持つ自由と権利の行使の場であるという認識に立ち、それを互いに尊重し合うことから始まるといえます。

このようなまちづくりのためには、誰もが主体的に地域の中で人々とかかわりながら、安心して暮らせるような生活条件が提供され、地域社会の構成員として尊重され、ともに支え合うというソーシャルインクルージョンの考え方が重要です。

こうした考え方のもとで、市民一人一人が、自由と権利を大切にし、互いに支え合い尊重し合えるまちづくりを推進します。

3 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、性別、年齢、人種、民族等にかかわらず、すべての人が利用しやすいように環境、建物、製品等をデザインすることです。

本市では、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるまちづくりを実現するため、既存施設等の点検、補修等を行い、新しく建設される公共施設にはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。

また、ユニバーサルデザインは、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会の仕組や制度づくりを含めて地域社会全体に浸透することにより、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、多様な生き方を認め合い、個性が発揮できる社会を実現することにつながります。

本市では、今後もユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に推進していきます。

4 相談・支援体制の充実

近年、人権意識の高まりにより、人権問題に関する相談件数が増加しています。その相談内容も多様化、複雑化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報の提供が求められています。

さらに、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等の人権に関する法律においても、相談体制の充実が重要な施策として明記されており、人権問題の解決に向けて相談業務が非常に重要であるといえます。

本市においては、市民の相談を人権の視点で受け止めて、相談者に寄り添いながら解決方法を検討し助言を行うとともに、必要な機関へ紹介、取次ぎが円滑にできるよう、市役所内部はもとより、国、県、市民団体等との情報交換を密にし、関係機関との連携を深めることで、横断的な相談・支援体制の充実に努めます。

また、行政相談、消費生活相談や、こども、高齢者、障がいのある人等分野ごとにそれぞれ所管する課において相談及び適切な支援業務を行っていくほか、令和4(2022)年4月に開設した米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」では、どこに相談したらいいかわからない福祉の困りごとに対して一体的に支援します。

加えて、これらの相談窓口のわかりやすい周知に努めるとともに、担当業務以外の困りごとにも積極的に伺い、どこに相談しても、必要な相談先へ丁寧につなげる「断らない相談」に取り組みます。

その他、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが重要なことから、人権救済制度の確立に向けて、県、市町村等と連携して引き続き国に要望していきます。

5 行政職員に対する人権研修の充実

憲法第3章に規定される基本的人権を住民生活において具現化することが公務であり、このことから、行政職員は、市民的権利と自由を保障するという権利保障の重要な担い手であるといえます。

また、行政の仕事自体が権利保障であることはもちろんですが、仕事の進め方についても様々な人権に配慮がなされるべきです。こうした点を踏まえると、行政職員には、権利保障の担い手であるという自覚は当然ですが、人権についての、より実態に即した教育が施される必要があります。

本市では、これまでも「米子市職員人権問題研修基本方針及び同計画」に基づき職員研修の計画的、効果的な実施に努めてきました。そして、職員研修の継続的な質的向上が、市民の権利保障につながるということを踏まえ、職員の職務内容や職責に応じて、幅広い人権についての知識とそれを公務で適切に活かすことができるようにすることを念頭に、今後も計画的かつ体系的な職員研修を企画、実施します。

第5章 課題別基本方針・推進プラン

1 同和問題(部落差別)に関する人権施策

【現状と課題】

同和問題(部落差別)は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害にかかわる重大な課題です。

昭和40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」*¹に基づき、昭和44(1969)年から特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これにより同和地区の生活環境をはじめ様々な格差が是正されてきましたが、今なお差別事象が相次いで発生する等、部落差別がなくなったわけではありません。

こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年12月には「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが法律で明記されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下に差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」等が条文で定められています。

また、法務省はこの法律に基づいて調査を行った結果を、令和2(2020)年に「部落差別の実態に係る調査の結果報告書」として公表しました。調査結果のまとめでは、「部落差別又は同和問題について一定の知識を有している者の中で部落差別が不当な差別であると知っている者が85.8%に上るなど、部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められる。もっとも、不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある。」「インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えない。」としています。

本市では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、昭和45(1970)年度以降、「同和対策総合計画」を策定し、その後改訂を重ねながら同和問題の解決を市政の重要課題と位置づけ諸施策を推進し、平成19(2007)年度には、総合計画の名称を「今後の同和対策の方向」へ変更し、引き続き必要な施策を推進し

てきました。

本市において、同和問題(部落差別)の解決に向け施策を推進する中で、令和4(2022)年度に実施した人権問題市民意識調査の結果では、「自分の身内と同和地区の人との結婚について、本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」という考え方に肯定的な回答をした人が86.5%となっています。しかし一方で、否定的な回答が12.2%あるということも重く受け止めなければなりません。また、「住居を選ぶときに物件が同和地区にあるかどうかはこだわらない」という考え方には肯定的な回答が67.2%、否定的な回答が31.7%という結果が出ています。これらの結果からは、長年にわたる学校教育や、人権教育地域懇談会(小地域懇談会)をはじめとした地域での人権教育や啓発活動等の積み重ねによって、同和問題(部落差別)に対する市民の理解が徐々に進んできていると考えられるものの、世間体や因習等にとらわれやすい意識とも絡み合い、自分との関係性が出てくる際には差別意識が顕在化するものと読み取れます。本市の調査結果は、法務省の全国調査の結果と共通しており、一層の教育、啓発が必要だと言えます。

さらに、戸籍の不正取得等による身元調査に関する質問では、身元調査をすることを「してはいけないと思う」と回答した人の割合は、「企業が社員を採用するとき」が49.8%、「結婚するとき」が38.8%となっており、身元調査をしてはいけないと思う人の割合が半数にも届いておらず、同和問題(部落差別)だけでなく、様々な差別につながる身元調査について正しく認識されていないことがうかがえます。

また、インターネット上での部落差別を助長するような差別的な書き込みや動画の投稿、差別落書き、差別投書といった差別事象の発生も後を絶たず、適切な対応策が求められます。

本市では、市民一人一人が同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、引き続き人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

【基本方針】

(1)「部落差別解消推進法」の趣旨に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、残された課題の早期解決をめざし、教育、啓発、相談体制の充実等必要な施策を推進します。

(2) 同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策の推進

同和地区関係者への差別の実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまく様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

(3) 差別事象等への対応

国、県、他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別の実態把握及び差別事象等への迅速な対応に努めます。

【推進プラン】

（１）教育・啓発の推進

同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識を深めるため、市民意識調査で明らかとなった問題点も含め、米子市人権・同和教育推進協議会、米子市人権問題企業連絡会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、人権教育地域懇談会(小地域懇談会)や各種講座、講演会、広報誌、企業内研修等様々な機会を通して教育・啓発を推進します。

また、「米子市人権教育基本方針及び同推進プラン」に基づき、同和問題(部落差別)を正しく理解し、部落差別解消に向けての意欲と実践力を育てる学習を推進します。

（２）同和対策事業の推進

同和問題(部落差別)に関する様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。また、隣保館、地区会館は、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに応じた事業の充実を図ります。

（３）同和保育の推進

「米子市同和保育基本方針」及び「米子市同和保育実施要綱」に基づいて、すべての乳幼児の全面的な発達保障を図るとともに、連帯して差別を解消しようとする資質を養うため、同和保育を推進します。

（４）相談体制の充実

同和問題(部落差別)に関する様々な相談については、隣保館職員をはじめとする人権政策課職員の相談対応のスキルアップに努めるとともに、関係部署や関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

（５）差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行います。また、インターネット上での差別事象への問題について、ネットモニタリングの実施等、県等と連携して対応していきます。

- *1 同和対策審議会答申：**昭和 40(1965)年に同和対策審議会が総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

2 外国人^{*1}に関する人権施策

【現状と課題】

わが国に定住する外国人は、コロナ禍を除き年々増加しています。地方においても、地域、学校、職場等様々な場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等の違いによってお互いの理解が十分でないことから、外国人に対する人権侵害等様々な問題が生じています。

中でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、いわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めており、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく人としての尊厳を傷つける差別行為にほかなりません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざす上で、こうした言動は絶対に許されるものではありません。

このような状況の中、平成 28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

もとより、「国際人権規約」においては、民族的少数者の権利(自己の文化を享有し、自己の宗教を実践し言語を使用する権利)を否定されないとされています。また、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」^{*2}では、締約国は児童の教育について、異なる文化、言語、価値観を認めるよう育成しなければならないことが明記されており、外国にルーツのあるこどもにとって、自国の文化や習慣は人格形成の重要な一部分です。地域社会においても、異なる文化を尊重し合い、住民として共存していける社会の実現が求められます。

令和 6(2024)年 12 月現在、米子市には 1,726 人の外国籍の人が生活しています。これは、本市人口の約 1.2%にあたります。(最新の数値に修正) そのうち約 25%が在日韓国・朝鮮人で、その多くは様々な歴史的経緯によって定住することになった人たちとその子孫です。その人たちの中には、今もなお自分のルーツを隠して生活している人たちもいます。これは、日本の社会の中にいまだに差別や偏見が存在しているからです。

また、外国人の中には、何世代にもわたって日本に住み、地域社会で共に活動している人たちがおられる一方、近年、留学、就労、国内企業での技能実習等で入国したり、日本人と結婚して日本で生活したりする外国出身の人の増加も顕著で、私たちの周りには多様な国籍の人が生活しています。本市でも、ベトナムやインドネシア等様々な国から技能実習等で来日している人がいます。今後も、外国からの労働者の受け入れ等により、多くの外国人が来日することが予測されますが、これら

の人たちは、日本語が理解できないことにより不利な労働条件で働くことを余儀なくされたり、文化や習慣の違う日本での生活や子育てに不安を抱えたりしている人も少なくありません。本市に暮らす外国人が不自由を感じることなく、地域住民として、共に安心して暮らせる地域づくりをいかに進めていくのかが大きな課題となっています。

本市においても、市民向けの語学講座や国際理解講座、友好・姉妹都市との交流事業の実施等、地域における国際化への取組を進めています。また、外国人を対象とした識字・日本語教室*³や生活に必要な情報を外国語表記で提供する等、外国人が地域の中で暮らしやすい環境をつくる取組を進めています。今後も様々な文化が共生できる地域社会の実現に向けて、関連機関と連携を図りながら施策を推進していくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消し、お互いを理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めていく必要があります。

【基本方針】

（１）地域における国際交流、国際理解の推進

人種や民族、宗教、生活習慣等の違いによる差別や偏見を解消するための啓発を行うとともに、地域の国際化に向けて国際交流、国際理解の取組を推進します。

（２）外国人が安心して生活できる環境づくり

外国人からの意見を聴きながら各種団体や関係機関との連携を図り、生活に必要な情報の提供、相談体制の整備等、外国人が市民の一人として安心して生活できる環境づくりを推進します。また、長年地域社会の一員として活動しておられる外国人のほか、今後、外国からの労働者の受け入れ等により、様々な国籍の人が地域に住まれることが考えられることから、お互いに理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めます。

【推進プラン】

（１）教育、啓発の推進

外国人に対する差別や偏見を解消し、地域、学校、職場等あらゆるところで教育、啓発を行います。また、「ヘイトスピーチ解消法」について、正しく認識するための教育、啓発に努めます。

（２）地域における国際理解、国際交流の推進

外国人と日本人が共に生活していくためには、異文化理解を深めることによって様々な文化が共生できる地域社会を築くことが必要です。市民向け語学講座や国際

理解講座の開催等、お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し、地域で生活する外国人との交流を進めることで、お互いに異なる文化を理解し合うことも重要です。また、友好・姉妹都市との交流事業を引き続き推進します。

(3) 外国人の人権擁護の推進

日常生活における様々な困りごとに対する相談体制を整備するとともに、外国人に対する差別事象が発生した場合には、速やかに適切な対応を行う等、外国人の人権擁護を推進します。

(4) 外国人が安心して生活できる環境づくりの推進

外国人が地域で安心して生活できるようにするため、外国人を対象とした識字・日本語教室の充実、生活に必要な情報の外国語表記による提供のほか、やさしい日本語を活用した情報発信を行います。また、今後、様々な国籍の人が地域に住まれることが増加すると考えられることから、お互いに異なる文化や習慣を理解し合い共に地域づくりを進めるための啓発に努めます。

- *1 **外国人**：ここでは、外国籍の人だけでなく、のちに日本国籍を取得した人の中で、言語の問題等で日本での生活に不安や不自由を感じている人なども含む。また、特別永住者、1980年代以降、比較的新しい時期から日本にやってきた人等、歴史的背景が異なる人たちを総称している。
- *2 **児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**：ここでいう「子ども(児童)」とは、18歳未満の者をさす。
- *3 **識字・日本語教室**：米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

3 障がいのある人に関する人権施策

【現状と課題】

わが国における障がいのある人に関する施策は、「障害者基本法」に基づき、総合的かつ計画的に推進されています。特に平成 23(2011)年の障害者基本法の一部改正では、障害者権利条約の批准を踏まえ、「障がいを理由とする差別の禁止」とともに「共生社会の実現」をめざしていくことが理念として掲げられました。

これらの理念を実現するため、平成 24(2012)年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成 25(2013)年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が施行されました。また、平成 28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められ、令和 6(2024)年 4 月から、それまで努力義務であった民間事業者への「合理的配慮の提供」が義務化されました。このように、国においては、障がいの有無にかかわらず分け隔てのない共生社会の実現をめざすための法制度の整備が進んでいます。

一方で、障がいのある人や児童^{*1}に対する福祉サービスは、平成 18(2006)年の「障害者自立支援法」の施行により措置から利用契約制度^{*2}になりました。平成 24(2012)年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変わりましたが、「児童福祉法」による障がいのある児童への障がい福祉サービスとともに、必要な見直しが行われています。

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて「米子市障がい者支援プラン 2018」を策定、その後、令和 3(2021)年 3 月に「米子市障がい者支援プラン 2021」に改訂し、障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす誰もがお互いに尊重し合い、地域の中で安心していきいきと暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けて諸施策に取り組んできました。こうした中、障がいのある人を取り巻く制度や環境はさらに大きく変化しており、国の動向やこれまでの本市の施策における課題や実情等を踏まえ、令和 6(2024)年 4 月に「米子市障がい者支援プラン 2024」を策定しました。支援プラン全体を通じて、今までの取組をさらに発展させるため、インクルージョン^{*3}の理念の推進や、地域生活支援拠点の整備、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進などを新たに加えています。この支援プランに基づき、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自ら決定し、能力を最大限に発揮して自己実現でき、地域社会で安心して生活するための、それぞれのニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供体制の構築、相談

支援体制の充実等を推進していきます。さらに、障がいのある児童の健やかな育成のため、児童及びその家族への情報提供をはじめ、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援提供体制の整備を図ります。

その他、平成 31(2019)年 3 月には、「米子市手話言語条例」が公布、施行されました。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的として制定され、「市の責務」、「市民の役割」、「施策の推進」等が定められています。

また、障がいのある人の活動や社会参加を制限している社会的障壁(バリア)を取り除くため、障がいのない人が障がいの特性を正しく理解し、障がいのある人への配慮や手助けができるよう、「あいサポート運動」の推進や「心のバリアフリー」の意識を広めることも重要です。

【基本方針】

(1) 共生社会の実現

すべての人が障がいの有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、障がいの状況やニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいへの理解を推進するための教育、啓発の充実に努めます。

(2) 安心して、自立して生活できるまちづくり

障がいのある人の豊かな地域生活を実現するために、障がいのある人に配慮した生活環境の整備や自立のための就労支援を推進するとともに、災害時における障がいの特性に配慮した支援に取り組みます。また、障がいのある児童が適切な教育や支援を受けることができるように取り組むとともに、障がいのある人が文化芸術活動やスポーツに親しむための支援を行っていくことも重要です。

【推進プラン】

(1) 啓発の推進

すべての市民が障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会をつくっていくための啓発を推進します。同じく、「障害者差別解消法」で定められた、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について市民や事業者へ周知するための啓発に取り組みます。

（２）地域生活支援と社会参加の推進

障がいのある人のニーズに対応する居宅介護などの障がい福祉サービス等の量的、質的な充実を進めます。また、自らの選択、決定に基づくサービスの利用支援や相談窓口の充実等、総合的な生活支援体制の整備に努めます。その他、障がいのある人が芸術や文化活動、スポーツに親しむことは、自己実現や社会参加の促進につながることから、それぞれの個性や才能を生かしながら創作活動やスポーツ、レクリエーション活動が行えるよう支援します。

（３）生活環境の整備

障がいのある人のみならず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるまちづくりを実現するため、アクセシビリティ^{*4}に配慮した建築物、公共交通機関、歩行空間等の生活環境の整備を推進します。

（４）教育の充実

障がいのある児童が学校卒業後に地域で生活が続け、自立生活、社会参加を行うためには、発達段階に応じた適切な教育を行い、それぞれの能力と可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのため教育、医療、福祉等の関係機関相互の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した専門的な教育の充実に努めます。

（５）保健、医療の充実

障がいのある人が地域において健康を保持し、増進を図るためには、保健、医療との適切なかかわりを持つことが必要です。そのため、障がいのある児童の早期療育等、それぞれの障がいの状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーション等のサービスを適切に提供できる体制の整備に努めます。

（６）雇用・就労、経済的自立の支援

障がいのある人が、働くことを通して社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者雇用率制度^{*5}の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。また、福祉的就労の充実を図り、一人一人の適性と能力に応じた多様な就労形態の選択による、就労促進及び就労定着に取り組めます。そのほか、経済的に安定した収入が確保されるよう、年金の受給に関する制度の周知や、各種手当の支給等により経済的自立を支援します。

（７）権利擁護支援の推進及び虐待の防止

判断能力が不十分な人をサポートし、さまざまな法的手続き等を行い、生活を支援

する成年後見制度^{*6}について普及啓発に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づき設置している「米子市障がい者虐待防止センター」では、虐待の通報や相談に対し、事実確認や当事者の保護等の対応を県と連携し行い、障がいのある人の尊厳や権利を守ります。

- *1 **児童**：ここでいう「児童」は、「児童福祉法」で定義されている18歳未満の者をさす。
- *2 **措置から利用契約制度**：行政がサービス内容を決定する「措置」に代えて、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき契約によりサービスを利用する「利用契約制度」が導入された。
- *3 **インクルージョン**：全ての障がいのある人が他の人（障がいのない人）と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利を有することを認めるものとし、障がいのある人がこの権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること。反対語として、排除、排他的などがある。
- *4 **アクセシビリティ**：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- *5 **障害者雇用率制度**：国、地方公共団体、企業において、一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障がいのある人を常用労働者として雇用することを義務づける制度。
- *6 **成年後見制度**：認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分ではない方の意思決定を法律的に支援する制度。

4 男女共同参画に関する人権施策

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれずすべての人が多様な生き方を主体的に選択し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるような豊かで活力ある社会づくりをすすめる必要があります。

わが国では、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12(2000)年には同基本計画が策定されました。

本市では、平成15(2003)年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定するとともに、市内で活動する各種団体の活動、交流の場として米子市男女共同参画センターを設置しました。そして、平成22(2010)年には「男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成25(2013)年には、第2次、平成30年(2018)年には第3次の「米子市男女共同参画推進計画」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

このような取組の結果、徐々に改善は見られるものの、長い歴史の中で作られた、性別による固定的な役割分担意識や不平等感が残っており、女性の政策、方針決定過程への参画はいまだ低い状況にあります。

またDV^{*1}や性暴力、様々なハラスメント(嫌がらせ)等による人権侵害は、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化しています。引き続き深刻な状況であり、被害者に対する支援の充実が求められます。

しかしこれらの暴力は、相談しにくい等の理由で被害が顕在化しにくいという問題があります。

さらに、少子高齢化、家族形態や働き方の多様化等社会情勢が著しく変化してきている中、すべての人の人権が尊重され、仕事と生活の調和を図られ、誰もが希望に応じて活躍でき、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえて、令和5(2023)年に「第4次米子市男女共同参画推進計画」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現にむけて一層の推進を図ります。

【基本方針】

(1)「米子市男女共同参画推進条例」に基づく「第4次米子市男女共同参画推進計画」の推進

「米子市男女共同参画推進条例」や「米子市男女共同参画推進計画」に基づき、誰

もがそれぞれの個性と能力を発揮し、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) すべての人の人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

あらゆる暴力を許さず、人権を尊重しながら、誰もが生涯健康で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

(3) 男女共同参画社会実現のための意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、人々の意識改革を図るため、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、子どもや若い世代に対しても教育、啓発を行っていきます。

(4) ワークライフ・バランス(仕事と生活の調和)*2 の推進

すべての人が、生き生きと自分らしく多様な生き方を選択し、自分の個性と能力を発揮して相互の理解と協力のもとに、仕事、子育てや介護、地域活動等にバランスよく参加することができる環境づくりに努めます。

【推進プラン】

(1) 教育、啓発の推進

男女共同参画の考え方を正しく理解し、意識を育んでいくための働きかけは、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面において必要です。社会全体で意識改革をしていくうえで、国、県、関係機関と連携を図り教育、啓発を行う等工夫し効果的に推進します。

(2) DV、性暴力被害者等への支援と防止に向けた取組の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図るほか、性暴力やハラスメントの被害者への対応も併せて、民間支援団体や「性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)」*3等の関係機関との連携を図りながら、DV被害者等の人権に配慮し適切な支援を行います。また、加害者、被害者、傍観者にならないための啓発や、相談窓口の情報提供に努めます。

(3) 雇用における男女共同参画の推進とあらゆる分野における女性の参画拡大

「男女雇用機会均等法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

に基づき、雇用における男女間賃金格差、不合理な待遇差の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、様々な分野において女性の意見を組織の意思決定に反映させる環境づくりを推進します。

(4) 子育て・介護のための多様な支援策の推進

個人への負担が大きい仕事と家事、育児・介護の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、育児や介護に関する知識を取得する機会の提供、学童保育、保育施設の充実、介護サービス基盤の整備等、多様化する生活状況に対応した各種支援策を推進します。また、性別にかかわらず、誰もがともに子育て、介護等をしながら働くことができ、育児休業、介護休業等を理由とする不利益な取り扱いを受けることのない職場環境づくりのための啓発に努めます。

(5) 生涯を通じた健康支援

全ての人が、お互いの身体的性差を十分理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、一人一人がそれぞれのライフステージに応じた健康課題に対応できるように、学習機会の提供や相談体制の充実を推進します。また、学校教育において命を大切にする保健指導等を推進します。すべての人が、生き生きと自分らしく多様な生き方を選択し、自分の個性と能力を発揮して相互の理解と協力のもとに、仕事、子育てや介護、地域活動等にバランスよく参加することができる環境づくりに努めます。

- *1 DV(ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人等親密な関係にある、または、あった者から受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力等、様々な形態の暴力。
- *2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、一人一人がやりがいや充実感をもちながら働き、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択、実現できること。
- *3 性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)：性暴力にあわれた人に対し、支援員による電話相談、面接相談、医療的支援等の支援を行う団体。設置運営主体は鳥取県性暴力被害者支援協議会。

5 こどもに関する人権施策

【現状と課題】

平成6(1994)年に、わが国が批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」では、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利行使の主体」としても位置づけ、こどもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。こどもは豊かに生きる権利の主体であり、保護されるべきものとしてのみとらえることは、管理、支配の対象としてのこども観につながりかねません。

令和5(2023)年4月に施行された「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的として制定されました。

児童虐待やいじめ、不登校、引きこもり、ヤングケアラー^{*1}等、こどもを取りまく様々な問題に加えて、こどもがかかわる犯罪が深刻化している現在、社会全体の責任として、こどもたちにとって望ましい生活環境を整えていくことが求められています。

この他、平成12(2000)年には、児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。

児童虐待は、こどもの心身の成長に非常に大きな影響を与える重大な人権侵害です。本市においても、地域社会での人間関係の希薄化やひとり親家庭の増加等により、家庭や地域での子育ての孤立化が進み、保護者の育児不安が児童虐待につながることも多く、通告数も年々増加している現状があります。

こうした中、いじめや不登校に悩むこどもや保護者への相談体制の整備を進めるとともに、児童虐待については、虐待を受けているこども等の早期発見や適切な保護を図るため、平成18(2006)年に児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」^{*2}を設置し、関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、平成17(2005)年「米子市次世代育成支援行動計画前期計画(よなごっこ未来応援プラン)」、平成22(2010)年には後期計画、そして平成27(2015)年には次世代育成支援行動計画の基本理念を継承した「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2(2020)年に「第2期米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの人権の尊重や福祉の保障等についての具体的な取組を明らかにし、より実効性の高いこども・子育て支援の実施に向け総合的、計画的に施策を推進しています。さらに、「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定等を受け、令和7(2025)年には、これまで取り組んできたこども及び若者に関する施策を一体的・総合的に推進するため、

既存のこどもに関する計画を包含した「米子市こども計画(仮称)」を策定しました。

また、令和3(2021)年12月には、妊娠・出産、乳幼児期、学齢期と続くこどもの成長過程を切れ目なく支援するため「こども総本部」を設置し、こどもに関する福祉保健施策と教育施策の総合的かつ一体的な推進に取り組んでいます。

その他、心理的要因等により在籍する学校へ通いづらさを感じている児童生徒が、社会的な自立や学校復帰に向かうきっかけづくりとすることやその意欲を醸成することを目的に、令和4(2022)年9月から、教育支援センター「ぷらっとホーム」を設置しています。

【基本方針】

(1) 「児童の権利に関する条約」に基づく社会づくり

こどもも一人の市民として人権が尊重されるとともに、こどもが自分にかかわるあらゆることに対して、自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会づくりを推進します。

(2) 「米子市こども計画(仮称)」の推進

「米子市こども計画(仮称)」の意義を広く周知するとともに、計画に基づき、こども及び若者に関する施策を総合的に推進します。

※令和6年度「米子市こども計画(仮称)」を策定中。最終的な状況を追加します。

(3) 支援を必要とするこども等への取組の推進

支援を必要とするこどもや家庭に対し、児童虐待の未然防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がいのあるこどもに対する施策の充実、外国人児童・生徒の教育に関する施策を推進します。

【推進プラン】

(1) こどもの人権を尊重する施策の推進

「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容を周知し、その精神を生かした人権尊重の保育、教育等施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かなこどもの育成に努めます。

(2) 地域における子育て支援サービス等の推進

子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。また、子育て支援センターにおいて、子育て中の親子がそれぞれの地域で気軽に集って相互交流できる場を提供

し、地域の支えを得ながら安心して子育てができるよう環境を整備します。

（３）教育環境の整備

家庭、学校、地域社会が連携を深め、次代の親の育成、家庭や地域の教育力の向上を推進し、こどもを取り巻く教育環境の充実を図ります。また、「米子市人権教育基本方針及び同推進プラン」に基づき、人権意識を高め、違いを認め合い、生きる力の育成に向けた人権教育を推進します。

（４）相談・支援体制の整備

こどもを取り巻く様々な問題解決のために、こども総合相談窓口等により、こどもや保護者等に対する相談・支援体制の充実を図ります。

（５）環境づくりの総合的推進

地域における子育て支援を充実させるとともに、仕事と家庭の両立支援や、母子の健康の確保及び増進等、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進します。また、教育環境、生活環境の整備を進め、こどもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

（６）児童虐待の防止

関係機関の連携を強化し、妊娠期から学齢期のこどもやその保護者に対する切れ目ない相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。また、児童虐待に適切に対処するために、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、関係機関で情報を共有し、必要な支援活動を行います。

- *1 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。（こども家庭庁）
- *2 要保護児童対策地域協議会：地方公共団体が設置主体となり、虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議会。

6 高齢者に関する人権施策

【現状と課題】

わが国では、世界に類を見ない速さで高齢化が進展しています。

本市の高齢化率は、令和6(2024)年1月現在で28.4%となっており、(最新の数値へ修正)年々高くなってきている状況があります。さらに、後期高齢者といわれる75歳以上の高齢者が急増する中、身体機能の低下や認知症等により、介護やサポートを必要とする高齢者も増加することが予想されます。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合も増加しており、身寄りがいない高齢者も増加が見込まれます。

このような中、高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かしながら地域の中で役割を持ち、住み慣れた地域で自立した暮らしを続けられる共生社会の実現に取り組んでいくことが重要です。本市では、「健康」と「要介護状態」の中間の段階である「フレイル^{*1}」対策に取り組むため、令和5(2023)年に「フレイル対策推進課」を設置しました。フレイル予防は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと生活するために重要であり、住民がフレイル予防を当たり前のこととして認識するような社会をめざしています。

また、高齢者がそれぞれの希望に応じて多様な働き方が選択できる環境の整備も必要です。さらに、介護やサポートを必要とする高齢者も、自らの能力を最大限発揮し、その尊厳を保持しながら、それぞれの能力に応じた日常生活を営むことができる、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

また、高齢者の人権を侵害する、家族や親族からの肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取等の経済的虐待、さらに施設内での虐待事案が社会問題として存在しています。平成18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、虐待の早期発見、早期対応に向けた取組が行われていますが、介護にあたる家族が、精神的、肉体的、経済的負担を抱え込んでしまう傾向も依然として無くなりません。

さらに、令和6(2024)年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」では、国・地方自治体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を策定・実施することとされています。また、基本理念では、全ての認知症の人が、自らの意志によって日常生活及び社会生活を営むことができること、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と

能力を充分に発揮することができることなどが示されています。

本市では現在、「第9期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する保健福祉施策を推進し、介護保険事業の円滑な運営に努めています。今後も、急速に変化する各種の制度や施策に適切に対応していくとともに、増え続ける認知症の人を地域で支える取組や、高齢者虐待等の課題に関する正しい理解を深めるための啓発を推進し、高齢者の人権が尊重される社会づくりを進める必要があります。

【基本方針】

（１）啓発の推進

高齢者にかかわる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、認知症等介護やサポートを必要とする人への理解や、高齢者虐待の防止についての啓発を推進します。また、高齢者の状況に応じ、自らの能力を発揮し社会参加を促進するための啓発活動を推進します。

（２）高齢者の自立支援

一人一人の高齢者が生きがいを持ち、それぞれの能力に応じて、健康で自立した生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた多様なサービスの提供や、希望に応じた就労を可能にするため、関係機関と連携し支援に努めます。

【推進プラン】

（１）権利擁護支援の推進

認知症等介護やサポートを必要とする人への理解に関する正しい知識の普及や、高齢者虐待の防止等の高齢者に対する権利擁護についての啓発を推進します。また、判断能力が不十分な人をサポートし、さまざまな法的手続き等を行い、生活を支援する成年後見制度^{*2}について普及啓発に取り組みます。さらに、暴力や介護放棄、経済的虐待、消費者トラブルへの対応等、高齢者の権利擁護についての総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

（２）社会参加の促進

高齢者が積極的に地域活動に参加し、健康で生きがいを感じ、自立した生活ができるようにするためには、高齢者がそれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を地域社会の中でどのように活かしていくかということを、高齢者だけでなく地域全体で考

えていく必要があります。このため、公民館活動やボランティア活動等高齢者と地域との結びつきを促進する施策や、高齢者が希望に応じて多様な働き方ができる環境を整備すること等を通じて、高齢者の社会参加に向けた意識の高揚に努めます。

（３）支え合いの地域づくりの推進

高齢者の人格や個性を尊重する等、高齢者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、世代を超えて協力、連携することにより、支援が必要な人を地域で支えあう体制づくりを推進します。

（４）多様なサービスの提供

高齢者が介護保険等の各種制度やサービスを自ら選択し、利用するための広報活動を推進します。また、高齢者一人一人がこれらのサービスを適切に利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境等に応じた多様なサービスの提供に努めます。

（５）認知症施策の充実

認知症について年代問わず自分ごととして理解するための取組や、認知症と診断されても希望を持って生きることができる考え方の普及を図ります。また、認知症施策を総合的かつ計画的に実施するため、認知症の人やその家族等との連携を推進します。さらに、認知症について正しく理解し、支援する応援者である「認知症サポーター」の養成を促進します。

（６）フレイル予防の推進

フレイルに関する知識を多くの市民が理解し、実践的に取り組めるよう啓発を推進します。また、多様なフレイル予防の実践の推進に努めます。

- *1 **フレイル**：加齢等により、心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などもあり、心身の脆弱化が出現した状態で、健康と要介護の中間の段階のことをさす。一方で、適切な介入により生活機能の維持向上が可能な状態。
- *2 **成年後見制度**：認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分ではない方の意思決定を法律的に支援する制度。

7 病気にかかわる人^{*1}に関する人権施策

【現状と課題】

平成9(1997)年、国によって策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者やH I V感染者^{*2}、ハンセン病^{*3}についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

また、平成14(2002)年に策定された人権教育・啓発に関する基本計画においては、H I V感染者、ハンセン病にかかった人等の人権問題に対する取組を推進することが明記され、平成21(2009)年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、ハンセン病回復者の名誉回復及び福祉の増進が図られています。

平成18(2006)年には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、基本理念として国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者の人権を尊重しつつ推進されることが明記されました。

しかしながら、感染症や精神疾患、難病^{*4}等の病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、病気にかかわる人に対する人権意識の育成が不十分であるために、このような人に対して、偏見に基づく様々な人権侵害が生じてきました。

令和2(2020)年に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や偏見、いじめなどの人権侵害が発生したことからも、病気についての正しい知識や理解を深めるための啓発や学習が必要だといえます。

また、自死(自殺)される方の多くがうつ病等の精神疾患に罹患していたと言われていいます。近年、自死者及び自死遺族の人権問題が課題として認識されるようになっており、課題解消に向けて教育、啓発等を推進していくことが求められています。こうした中、本市では平成31(2019)年3月に「第1期米子市自死対策計画」、令和6(2024)年3月に「第2期米子市自死対策計画」を策定し、自死対策に取り組んでいます。

この他本市では、病気にかかわる人の人権を尊重するために、鳥取県が行う啓発事業に協力するとともに、広報誌等によりエイズやハンセン病のほか、がんや難病等に関する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚に努めています。

今後も、病気にかかわる人の人権が侵害されないことがないよう、引き続き病気についての正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための取組を行うことが必要です。

また、医療者と患者の関係においては、患者の権利擁護という視点に立ち、医療情報が患者に対して正確に伝えられ、患者の納得や、同意のもとに医療が行われることが必要です。

【基本方針】

（１）病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの推進

病気に関する誤った知識や理解不足、また、病気を他人事と考える無関心な態度が、病気にかかわる人に対する差別や偏見にもつながっていることから、病気に対する正しい知識の普及、啓発を推進し、病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの取組を推進します。

（２）相談体制の充実

病気にかかわる人についての適切な相談体制の充実に努めます。

【推進プラン】

（１）病気に関する正しい知識の普及と啓発の推進

誤った知識や理解不足から差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及を図るとともに、鳥取県が行う啓発事業等に積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間（６月）」、「世界エイズデー（１２月１日）」等の機会を生かして啓発を推進します。

また、精神疾患にかかった人が地域で安心して暮らすことができる社会づくりの取組を推進します。

（２）相談体制の充実

病気にかかわる人については、医療に関する相談のほか、病気の長期化等からの精神的、肉体的な負担等多様な相談への対応が求められます。これらの相談に対して、プライバシーの保護、精神的な負担の軽減等に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。さらに、自死対策に関する相談体制の充実とともに、ゲートキーパー^{*5}の養成を推進します。

***1 病気にかかわる人：**ここでは、病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員等病気にかかわる業務に従事している人をいう。

***2 HIV 感染者：**HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人。発病した人をエイズ患者と称して区別する。HIV の感染力は弱く、日常生活（握手、入浴、缶等の回し飲み等）では感染しない。正しい知識をもって予防策をとることで、HIV 感染のリスクを減らすことができる。

***3 ハンセン病：**病原性の弱い「らい菌」による細菌性感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい伝染病と考えられ、体の一部が変形したりする外観の特徴等から差別や偏見の対象とされた。国による患者の強制隔離政策が行われ、差別や偏見が助長された。現在は、適切な治療により確実に治癒できる病気となっている。

***4 難病：**国の難病対策要綱では、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残

すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病 と定義されている。

- *5 ゲートキーパー：**自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

8 多様化する人権課題に関する施策

【現状と課題】

多様化する人権課題について、犯罪被害者等（ここでは、犯罪被害者及びその家族や遺族をいいます）、多様な性のあり方、生活困難者、刑を終えて出所した人等（ここでは、刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人並びにそれらの家族をいいます）、インターネット、災害被災者、ハラスメント、アイヌの人々に関する人権について取り上げました。これらの課題以外にも解決しなければならない様々な課題が存在しています。

こうした状況をふまえ、これらの人権課題解決のために施策を積極的に推進していく必要があります。

【基本方針】

（１）啓発の推進

多様化する人権課題について、正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見を解消するための啓発を推進します。

（２）人権施策の推進

多様化する人権課題の解消に向けて、それぞれの課題に応じた施策を推進します。

○ 犯罪被害者等に関する人権施策

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、犯罪による直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や周囲の人々の噂や中傷等被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮することが必要です。また、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

鳥取県では、平成 20(2008)年に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、被害者の支援施策を実施することを定めるとともに、平成 21(2009)年に同推進計画を策定して、犯罪被害者等の具体的支援を盛り込みました。このような中、平成 20(2008)年に公益財団法人とっとり被害者支援センター^{*1}が開設され、被害者からの相談対応や具体的な支援活動が開始されています。さらに、令和 6(2024)年には、被害者やその家族をサポートするための総合相談窓口として犯罪被害者総合サポートセンターが

開所されました。また、性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)*2が、性暴力被害に関する相談支援窓口として安心して心身の回復ができるように支援を行っています。

また、県、市町村、警察等関係機関や民間の団体で構成された米子地区犯罪被害者支援連絡協議会において、犯罪被害者等支援のため連携して活動しています。

【推進プラン】

(1) 犯罪被害者等の支援の推進

公益財団法人とっとり被害者支援センター、犯罪被害者総合サポートセンター、性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)等と連携を図り、犯罪被害者等に対する適切な対応等の支援施策を推進します。

- *1 公益財団法人とっとり被害者支援センター：犯罪等により被害を受けた方及びその家族、遺族の方々をサポートするために設置された民間の団体。
- *2 性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)：性暴力にあわれた人に対し、支援員による電話相談、面接相談、医療的支援等の支援を行う団体。設置運営主体は鳥取県性暴力被害者支援協議会。

○ 多様な性のあり方に関する人権施策

一人一人の人が持っている性のあり方は多様であり、「身体の性(出生時に割り当てられた性)」、「性自認(自分の認識する性)」、「社会的性(服装、しぐさなどの表現する性)」、「性的指向(好きになる性)」など、様々な要素が組み合わされています。近年、多様な性のあり方については、社会的に少しずつ認識されてきています。しかし、身体の性と性自認が一致しない人や、好きになる性が異性とは限らない人など(LGBTQ+*1とも表現されます)の中には、従来のような「性は男性と女性の2つ、恋愛対象は異性」という考え方に当てはまらないことで、生きづらさを感じて悩んでいる人が多く存在しています。また、周囲の知識不足や無理解から、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面で制限や差別を受けたりする等様々な問題が生じています。

国においては、平成15(2003)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。令和5(2023)年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性に寛容な社会の実現をめざし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

また、自治体においては、平成27(2015)年の、渋谷区の同性カップルを「結婚に相

当する関係」とする「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(同性パートナーシップ条例)」を皮切りに、当事者の人たちが生きやすい社会にするための取組が進んできています。鳥取県でも、令和5(2023)年10月に、「とっとり安心ファミリーシップ制度」が制定され、本市も連携協力し利用可能な行政サービスの提供を行っています。

この他、本市では、各種申請書等への不必要な「性別」記載をとりやめるとともに、多様な性のあり方についての正しい知識を得て理解を深めるため職員研修を行う等、職員への周知を図っています。また、自身の性のあり方について悩んでいる人やその家族などが集まって、情報交換したり、相談したりできる「コミュニティスペース」を開設、運営し、生きづらさを感じている人たちの居場所づくりに取り組んでいます。

このようなことを踏まえて、今後も、多様な性のあり方についての正しい理解と認識が得られるよう教育、啓発及び相談体制の充実等に取り組んでいきます。

【推進プラン】

(1) 多様な性のあり方について正しく理解するための意識啓発の推進

多様な性のあり方に関する正しい理解や認識をより一層深めるため、市民及び企業等へ向けての講演会、企画展、研修会等を通して啓発を推進します。

(2) 相談体制の充実

自身の性のあり方について悩んでいる人が相談しやすい環境を整えるため、相談窓口をわかりやすく周知するとともに、県等の関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。

(3) 必要とされる施策についての検討

各種申請書等の市の公文書について、不必要な「性別」欄の記載をとりやめるほか、当事者の人たちが安心して生活するための課題を把握し、必要とされる施策についての検討を行います。また、今後も県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」へ連携協力し、利用可能な行政サービスを提供します。

***1 LGBTQ+:**『Lesbian(レズビアン)女性同性愛者』、『Gay(ゲイ)男性同性愛者』、『Bisexual(バイセクシャル)両性愛者』、『Transgender(トランスジェンダー)「身体の性」と「自分の認識する性」が一致しない人』、『Questioning(クエスチョニング)自分の性を決められない、わからない、決めない人』の頭文字と、性のあり方はこれ以外にも多様にあるという意味で+を加えて構成された言葉。LGBT、LGBTQとも表現される。

○ 生活困難者に関する人権施策

昨今の厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう生活保障や自立支援をすることが重要です。

本市では近年、生活保護受給者数がゆるやかに減少する傾向にありますが、生活保護受給者については、身体的・精神的状況や日常生活管理能力、社会適応能力等を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、自立を促す必要があります。

【推進プラン】

（１）生活困難者の支援の推進

生活困難者の生活保障や自立支援を図ります。

（２）相談体制の充実

経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える複雑化・多様化した課題を、従来の縦割りではない分野横断的な相談支援を行います。

○ 刑を終えて出所した人等に関する人権施策

罪や非行を犯した人やその家族については、社会の理解が十分でなく、偏見や差別意識が存在します。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保等で差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、こういった人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会等周囲の人々の理解と協力が必要です。

国では、平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、刑を終えて出所した人等が、社会で孤立することなく、国民の理解と協

力を得て社会復帰を促進するための施策を行っています。

また、こういった人等が立ち直るための支援が、保護観察所等の国の機関をはじめ、保護司*1、更生保護女性会*2、BBS 会*3、協力雇用主*4 や更生保護施設*5 等の民間協力者によって行われています。

法務省は毎年7月を強調月間として、犯罪や非行の防止と更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を展開していますが、本市でも同運動に取り組んでいます。

また、鳥取県は、高齢等により刑務所から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して専門的な支援を行うため、平成22(2010)年から鳥取県地域生活定着支援センター*6 を設置し運営しています。さらに、平成30(2018)年4月には、再犯防止推進法に基づき「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止等に関する施策を推進しています。

本市でも、令和3(2021)年に「米子市再犯防止推進計画」を策定し、国や県と連携し、刑を終えて出所した人等に対する支援と再犯防止等に関する施策の推進に努めていきます。

【推進プラン】

(1) 刑を終えて出所した人等についての意識啓発の推進

本市推進委員会が実施している「社会を明るくする運動」を支援する等、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されるよう啓発を推進します。

(2) 刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰の支援

「再犯防止推進法」の趣旨をふまえ策定した「米子市再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

- *1 保護司：民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
- *2 更生保護女性会：女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。
- *3 BBS 会：Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の実現をめざす青年ボランティア。
- *4 協力雇用主：保護観察中の人を前歴にこだわらず積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。
- *5 更生保護施設：犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人たちに対して宿泊場所や食事の提供、生活の相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導等を行っている。

- *6 鳥取県地域生活定着支援センター：**障がいのある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう保護観察所と協働して、福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行っている。

○ インターネット上の人権侵害に関する施策

インターネットの急速な普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、インターネットの持つ匿名性や情報発信の容易さなどといった特性により、SNS上への誹謗中傷、差別的書き込みや個人情報の大量流出などの人権侵害が生じています。インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。

このため、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネットでプライバシー等の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の制限やプロバイダ等に対する発信者情報の開示を請求する権利について定められました。その後、令和3(2021)年の一部改正を経て、令和6(2024)年5月に、社会問題化している誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者^{*1}に対し、「削除申し出への対応の迅速化」「運用状況の透明化」の具体的措置を求める制度整備を行うための法改正を行い、法律名が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に改められました。

インターネットの問題は、誰もが被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、危機管理意識といってもよいくらいの慎重さをもって情報を取り扱うことが求められています。

インターネットを利用するにあたっては、その特性と影響を考え、情報の収集・発信における責任や危険性等について理解されるよう、利用する人だけでなく利用しない人も含めて、情報モラル^{*2}、インターネットリテラシー^{*3}等に関して教育、啓発する必要があります。

【推進プラン】

(1) 情報モラル、インターネットリテラシー等についての教育、啓発の推進

インターネットについては、利用する人だけでなく利用しない人へも、情報モラル、インターネットリテラシー等、情報の収集・発信における責任や危険性及びトラブル

に巻き込まれた場合の対処、インターネットの情報を適切に判断し利用するための教育、啓発を推進します。特にこどもの利用については、こどもだけでなく、家庭、PTA等、周囲の大人への啓発を推進します。

(2) インターネット上での人権侵害行為への対応

インターネット上での差別的な書き込み等による人権侵害について、国や県、関係機関と連携し、削除要請等の対応に努めます。

- *1 **大規模プラットフォーム事業者**：迅速化及び透明化を図る必要性が高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。具体的な基準は総務省令で定める。
- *2 **情報モラル**：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。
- *3 **インターネットリテラシー**：インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力。

○ 災害被災者に関する人権施策

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となり、災害に対する人々の意識が改めて高まりました。

その後も、熊本、北海道での大規模な地震のほか、近年は、全国で台風や線状降水帯による集中豪雨などの大きな災害が多数発生しました。

また、令和 6 (2024)年 1 月 1 日に発生した能登半島沖地震では地震と津波により甚大な被害がもたらされ多くの人が避難所生活を余儀なくされる中、同年 9 月には集中豪雨により再び深刻な被害が発生し、能登半島の復興に大きな影響を与えました。

さらに、東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故により、放射能被ばくに関する誤解や偏見による農作物への風評被害や避難先でのいじめや差別等の人権問題が発生しました。このような誤った情報による災害被災者への人権侵害を防止するための対策が必要です。

この他、災害が起きた際、避難時や避難所での高齢者や障がいのある人、こども、日本語を解さない外国人など、特別な配慮が必要となる要配慮者の方々は、特に支援が必要となります。

また、避難生活が長期化した場合の避難所でのプライバシーの保護についても配慮する必要があります。

【推進プラン】

（１）災害時の風評被害、人権侵害を防ぐための教育、啓発

災害時の誤った情報による誤解や偏見による風評被害、いじめや差別等の人権問題を防止するため、被災地についての正しい情報を提供し、被災者への人権侵害を防ぐ教育、啓発を推進します。

（２）災害時の要配慮者への配慮

災害時には要配慮者に配慮した様々な支援を行うよう努めます。

○ ハラスメントに関する人権施策

ハラスメントは、職場や家庭などの身近なところで『関係性で優位にある人』が、他の人に対して『精神的、肉体的に苦痛を与える』行為で、ハラスメントを受けた人の人格や尊厳を傷つける深刻な人権侵害です。

令和２（２０２０）年６月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。（中小事業主においても令和４（２０２２）年４月１日から義務化されています。）

併せて、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化される等、防止対策の強化が図られました。

その他、企業などに対する過大な要求や不当な言いがかり、暴力や暴言等を行うカスタマーハラスメントも、労働者が人格や尊厳を侵害される言動により身体的・精神的苦痛を与えられ、就業環境が害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じるものです。

今後も、関係機関と連携しながら、ハラスメントの防止についての取組を行っていく必要があります。

【推進プラン】

（１）ハラスメント防止についての啓発の推進

職場、家庭、地域などで、ハラスメントに対する正しい認識を普及するため継続的な啓発に努めます。

（２）相談体制の充実

県等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

○ アイヌの人々に関する人権施策

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族です。

平成 19(2007)年 9 月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択されました。また、平成 20(2008)年 6 月、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で全会一致で採択され、アイヌ民族が先住民族であることが正式に認められました。

その後、様々なアイヌに関する施策が進められ、平成 31(2019)年 2 月に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されました。

しかし、独自の文化を持ちながら、同化政策等により、その継承に支障をきたしているアイヌの人々については、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在しており、教育・啓発を進めていく必要があります。

【推進プラン】

(1) アイヌの歴史や文化等についての教育、啓発の推進

アイヌの歴史や文化に対する理解を深めるとともに、アイヌの人々への偏見や差別の解消をめざし、関係機関と連携し、教育・啓発を推進します。

付 属 資 料

- ・ 米子市における部落差別をはじめ
あらゆる差別をなくする条例
- ・ 人権尊重都市宣言
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

米子市における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくする条例

平成17年3月31日

条 例 第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、全ての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の差別の解消の推進に関する法令の趣旨を踏まえ、あらゆる差別をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

（人権啓発活動の充実）

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年3月28日から施行する。

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重され

る社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行なうものとする。